



訴願法

大隈



114  
A2692  
2



訴願ハ法律勅令ニ依リ之ヲ  
 行政廳ノ違法又ハ不當ノ  
 許シタル場合ニ於テ別ニ規程ヲ設ケ  
 處分ニ依リ自己ノ權利若シハ利  
 害ヲ毀損セラルル者ハ  
 其處分ニ對シ上級行政廳ニ訴願  
 スルコトヲ得但法律ニ特別ノ規  
 定アルモノハ此限ニアラス

第二條

訴願セントスル者ハ處分ヲ為シタル  
訴願ハ等次ヲ經テ直ニ高等  
行政廳ヲ經由シ直ニ上級行政廳ニ之ヲ提  
行政廳ニ提起スルコトヲ得  
記スヘシ

各省大臣ノ處分ニ對シ訴願セン  
トスル者ハ其省ニ之ヲ提起スヘシ

訴願セントスル者ハ

内閣直轄官廳ノ處分ニ對シ

之ヲ提起スヘシ

内閣ニ訴願スルコトヲ得

第三條

訴願ノ裁決ヲ受ケタル後

更ニ上級行政廳ニ訴願スルトキ

ハ其裁決ヲ為シタル行政廳ヲ經

由スヘシ

第四十條

ハ更ニ訴願スルコトヲ得ス

各省ノ裁決ヲ經テモ、

又ハ内閣

（Faint red text, possibly bleed-through or a stamp)

第五條

訴願ハ文書ヲ以テ之ヲ

提却

スヘシ訴願書ノ侮辱誹毀ニ涉ル

モノハ之ヲ受理セズ

第六條

訴願書ハ其不服ノ要点、理

由、要求及訴願人、住所、<sup>身分職業</sup>職業、年齡

ヲ記載シ署名捺印スヘシ

訴願書ニハ證據書類ヲ添ヘ并ニ

下級行政廳ノ裁決ヲ経タルモノ

ハ其裁決書ヲ添フヘシ

第七條 多數ノ人員共同シテ訴願

セ  
シトスルトキハ各訴願人

ノ住所氏名職業年齢ヲ記載シ之

ニ捺印シ其中ヨリ三名以下ノ總

代人ヲ選ビ之ニ委任シ總代委任

ノ正當ナルコトヲ證明スヘシ

法律ニ依リ  
人ト認メ  
入ル  
者ハ

↑會社、其名ヲ以テ訴願ヲ提起  
スルコトヲ得

第五條 訴願書ハ其處分ヲ為シタ  
ル行政廳ヲ經由シ上級行政廳ニ  
送達スヘシ

上級行政廳ノ裁決ヲ受ケタル後  
更ニ其上級行政廳ニ訴願スルハ  
キハ其裁決ヲ為シタル行政廳ヲ  
經由スヘシ



第八條

行政處分ヲ受ケタル後六

十日ヲ經過シタルトキハ其處分

ニ對シ訴願スルコトヲ得ス但法

行政廳ノ裁決ヲ經タル訴願ニシテ三十日ヲ

律ノ特別ノ規定アルモノハ此限

經過シタルモノハ更ニ上级行政廳ニ訴願

スルコトヲ得ス

行政廳ニ於テ宥怒スルキ事由アリ

リト認ムルトキハ前項ノ期限經

リト認ムルトキハ前項ノ期限經

過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコ  
トヲ得

第九條 法律勅令ニ依リ訴願ヲ提  
起スヘカラサルモノナルカ又ハ  
適法ノ手續ニ違背スルモノナル  
トキハ之ヲ却下ス

第七條 行政廳裁決ヲ經タル訴

願ニシテ三十日ヲ經過シタルモ

ノハ更ニ其上級行政廳ニ訴願ス

ルコトヲ得ス但法律ニ特別ノ規

定アルモノハ此限ニ在ラズ

第十條 許願書ハ郵便ヲ以テ之ヲ

差出スヲ得

郵便遞送ノ日數ハ第六條第七條

ノ許願期限内ニ之ヲ兼入セス

第九條<sup>十一</sup>

第二項第一項ノ場合ニ於

テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳

ハ訴願書ヲ受取タル日ヨリ十日

以内ニ辯明書及必要文書ヲ添へ

其上級行政廳ニ發送シ同時ニ之

ヲ訴願人ニ通知スヘシ

第三條<sup>十二</sup> 第二項ノ場合ニ於テ訴願書ノ

經由：當レル行政廳ハ訴願書ヲ  
受取タル日ヨリ三日以内ニ其上  
級行政廳ニ弁送シ同時ニ之ヲ訴  
願人ニ通知スヘシ

第十條 法律ニ特別ノ規定アルモ

ヲ除ク外訴願ハ行政處分ノ執  
行ヲ停止セス但行政廳ハ其職權  
ニ依リ又ハ訴願人ノ願ニ依リ必  
要ナリト認ムルトキハ其執行ヲ  
停止スルコトヲ得

第三十條

許願ハ審問ヲ為サス其

文書ニ就キ之ヲ裁決ス但事

政廳ニ於テ  
実明瞭ナルヲ必要ナリト

認ムルト  
ハ審問ヲ為スコトヲ得

第十<sup>四</sup>條

訴願ノ裁決書ハ文書ヲ以テ之ヲ為シト其理

由ヲ付スヘシ訴願ヲ却下スルト

キモ亦同シ



第十五條 訴願ノ裁決書ハ其處分

ヲ為シタル行政廳ヲ經由シテ之

ヲ訴願人ニ交付スヘシ訴願書ヲ

却下スルトキモ亦同シ

第十六條

上级行政廳ニ於テ訴願

タル裁決ハ下级行政廳ヲ羈束ス

トキハ下级行政廳ハ其裁決ノ旨

ト從テ直ニ相當ノ處分ヲ為ス

ト

前項ノ場合ニ於テ上级行政廳其

職權ヲ行使スルニ自由ヲ其處分ヲ為

レ又ハ下級行政廳ヲシテ其處  
ヲ爲サシムルコトヲ得

第十四條 許願ノ侮辱誹毀ニ涉ル

キハ之ヲ受理セズ

許願書ハ未ク裁決ヲ經サレバ前

キ新聞紙其他ノ文書ヲ以テ公行

スルコトヲ許サズ

第十七<sup>七</sup>條 此法律ハ明治 年 月

日ヨリ施行ス

第十六條 訴願手續ニ関シ他ノ法

律ニ特別ノ規定アルモノハ各其

規定ニ依ル

第十七條

本法施行ノ前諸規則

則ニ依リ受理シタル諸事ハ其規

則ニ依リ之ヲ處分スルニ

諸規則ニ依リ下級行政廳ノ指

令ヲ受ケタル者更ニ諸事セント

スルトキハ其法律ニ從ヒ其上级

行政廳ニ訴能スルニ

第十八條 第六條第一項又第七條

に定むる訴追期限、其法律施

行の前行政処分を受けた又は請託

規則に依り指令を受けた者

に請託規則第十四條の期限内中

に在るものは對して其法律施

に日ヨリ之ヲ起算ス

第十九條

明治十五年

五月

十二

日

華

五

十

八縣布告請託規則、其法律施行

ノ日ヨリ廢止ス





